

熊建協発第19号

令和2年4月17日

各支部・部会長 様

一般社団法人 熊本県建設業協会

会 長 土 井



新型コロナウイルス感染防止対策の更なる徹底について

ここまで感染防止のため各位ご努力を頂いておりますこと感謝申し上げます。

ご承知のとおり、16日全国に対象を拡大し5月6日までとした緊急事態宣言が発令されました。

内閣府から発出の文書では「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」については「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求めるとされております。

つきましては、会員各位の感染防止対策の更なる徹底についてご周知・ご配意いただきますようお願い申し上げます。

（参考）感染防止対策（三密対策含む）の一例

- ・現場（会社）への通通勤時のマスク着用
- ・車等移動時、乗車者全員のマスク着用と窓開け
- ・現場（会社）での手洗い（消毒含む）の励行
- ・現場事務所（会社）の定期的空気の入替え（常時開放）
- ・2 m以上の間隔をあける
- ・体温測定と健康状態の確認